

北海道議会議員

Go forward! 北海道 たけだ 浩光 ひろみつ 道政通信

所属会派：民主・道民連合

**住みやすい『西区』、そして『北海道』をめざします!**

発行：たけだ浩光政務事務所 〒063-0811 札幌市西区琴似1条7丁目1-35 ☎011-624-8030 FAX 011-624-8031



新年のご挨拶を  
申上げます

新年あけましておめでとーございませう。  
皆さま健康やかに新春をお迎えのことと  
お慶び申上げます。

今年「巳」年。蛇は脱皮を繰り返して、  
成長して行く生物であることから、「再生する力」  
や「無限の可能性」のイメージがあるようです。  
また、「巳」と「美」にかけて「美を結ぶ」年とも言  
われます。皆さまにとって多くのことが結実する  
年となるようお祈り申上げます。

道議会においても「美」のある議論が尽くさま  
より頑張っております。

北海道議会議員

武田 浩光

# カスハラ防止条例制定 2024年第4回北海道議会定例会 11/26~12/12

北海道  
カスタマー・ハラスメント  
防止条例

を制定しました  
令和6年11月26日制定



働く人も暮らす人も  
お互いに思いやりを持った  
社会の実現へ

北海道議会

「北海道カスタマー・ハラスメント防止条例」が議会初日に先議され、全会一致で可決し、制定されました。カスハラ防止条例は東京都に続いて全国で2番目となりますが、東京都のように都側が議会に提出したものと異なり、北海道は道議会超党派の検討会議でまとめ、議員提案による条例です。

条例では、カスハラを「社会通念上、不相当なもので従業員の就業環境が害される行為」と定義しています。客は「カスハラを行ってはならない。」とし、防止策を進めることで働く人を守り、健全な経済発展につなげていくことを目指しています。適用対象となるカスハラには、議員による自治体職員への言動も含まれています。

この条例は、令和7年4月1日に施行されます。

今回シリーズ企画は紙面の都合上、お休みさせていただきます。次号再開いたしますので、お待ちください。

# 第4回北海道議会定例会

## ～補正予算審議より条例案審議で紛糾～

開会日の11月26日、43億4,400万円を追加する一般会計補正予算案、そして12月3日には、人事委員会勧告に基づく北海道職員の給与に関する条例等の一部改正条例案に基づく総額145億8,900万円の追加提案があり、合計189億3,300万円の補正予算を可決しました。今回の追加補正分を加えた本年度の一般会計予算総額は、3兆820億円となりました。しかし、今定例会で焦点となったのは、宿泊税に関する条例案でした。

北海道はかねてから段階的定額制の宿泊税を考えており、私たち議会側は道に対し、道内市町村や宿泊事業者など関係機関に丁寧な説明と理解を求めてきました。こうした中、道は各関係機関等に十分に理解が得られたとして、第4回定例会に宿泊税の条例案を提出してきました。

一方、道内で唯一すでに導入済みの倶知安町は、定率制で導入されています。倶知安町は、異なる2つの方式での課税は宿泊事業者や役場の事務負担が増大すると懸念を示していました。倶知安町や倶知安観光協会などは、道議会に緊急要望書を提出し、「道は制度的な議論を打ち切り、宿泊税の条例案提出を表明した」と指摘し、道分の宿泊税も「定率制」で徴収できる仕組みの構築を求めてきました。

定例会の一般質問で、知事は同町の要望に応える制度は困難と繰り返し、今定例会に条例案を提出した理由について「道が先送りすることになれば、道と同時期に導入を検討している道内約20市町村の導入日程に影響が出ることも懸念される」と答弁し、強硬な態度を示しました。



ところが、予算特別委員会知事総括において、その日の午前知事と倶知安町長が電話会談し、町内は定率制を基本とし、道宿泊税による税収に相当する額を道に交付する場合は、道宿泊税を課税しないということで合意し、条例案の修正が必要であるとの答弁がなされました。

今定例会で、この条例案の審議を付託されているのは、総務委員会です。そうです。私が副委員長をしている総務委員会で審議です。その時点で私の考え方は明白です。知事自らが、条例案の修正が必要と答弁したのであるから、総務委員会においては、これ以上審議することはできないので、継続審議（つまり、今定例会では議決せず、次回定例会に持ち越すこと）。そして、我が会派「民主・道民連合」の考え方も同じでした。しかし、当日の総務委員会では、与党会派「自民党・道民会議」が知事の意向を汲んだのかどうかはわかりませんが、修正案を提出した上で、この条例案を了承するという方法に出てきました。この案に、公明党及び結志会も賛成に回り、総務委員会において可決。最終日の本会議へと送られました。皆さん、おかしいとは思いませんか？修正が必要と言ったのは知事自身であり、その修正が必要な条例案を議会に提出したのも知事自身です。だとするならば、ここは知事自身が出した条例案は、一回撤回し、再度提出するのが『筋』というものではないでしょうか。最終的には、最終日の本会議で、自民党が出した修正案が賛成多数（もちろん我が会派は反対！）で可決となりました。以上、非常に後味の悪い第4回定例会であり、道議会においても、自民党の単独過半数を割るような次回の道議会議員選挙が必要だと強く思った瞬間でした。

### たけだ浩光プロフィール

【すまい】 西区西野（在52年）  
1960年 江別市生まれ  
その後、すぐ札幌へ  
1973年 札幌市立二十四軒小学校 卒業  
1976年 札幌市立手稲東中学校 卒業  
1979年 北海道立札幌西高等学校 卒業  
1980年 北海道大学水産学部 中退  
1985年 北海道大学医学部附属  
診療放射線技師学校 卒業  
1985年 札幌医科大学附属病院勤務  
2019年 北海道議会議員 初当選  
2023年 北海道議会議員 二期目当選

〒 063-0811

西区琴似1条7丁目1-35 さんぱちビル2階

TEL:(011)624-8030

FAX:(011)624-8031

e-mail : info@takeda-hiromitsu.com



たけだ浩光オフィシャルWebサイト

たけだ浩光

検索

オフィシャルWebサイトで道政通信のバックナンバーがご覧いただけます

